

令和6年度 第2回岡崎市成年後見制度利用促進協議会会議録

日 時 令和7年2月18日（火）14：00～

場 所 岡崎市役所東庁舎 701号室

出席委員 渡辺委員 都築委員 小出委員 伊藤委員 浅野委員 壁谷委員
前本委員 日下部委員 坂口委員 山本委員 大木委員

欠席委員 塙委員 小出委員

オブザーバー 名古屋家庭裁判所岡崎支部 喜多氏

事務局 福祉部 阿部田部長

ふくし相談課：齊藤課長 寺西副課長 内藤係長 早川主査 浅野主査
長寿課：勝田係長

障がい福祉課：丹内係長 酒井係長

社会福祉協議会：松澤事務局長

成年後見支援センター：稲葉課長 中根主任 平木副主任

1 開 会

2 議 事

- (1) 市民後見人等養成研修受講状況の報告
- (2) 令和7年度市民後見人等養成に関する計画（案）について
- (3) 受任調整の現状・課題について

3 議事録

- 議事1 市民後見人等養成研修受講状況の報告

事務局より資料説明

（会 長） 質問やご意見はありますか。

（委 員） 夏に台風でガイダンスが中止になったが、代替はありましたか。

（事務局） 説明会は実施していません。来年度以降は検討中です。

（委 員） 9名は募集があつて自主的に申し込んだ参加者ということですか。

（事務局） チラシの配布の周知により申し込んでいただいています。

（会 長） 仕事を終えた世代のかたが多いのですか。

（事務局） そうです。女性では若い世代のかたも受けていただいています。

（委 員） 行政職と市民の違いは何ですか。県内受講者とはどのような方ですか。

（事務局） 行政職とは、市職員、成年後見支援センターの職員です。受講内容が知りたかったため受講しています。本研修が愛知県全体を対象としており、全体の受講者が県内受講者数となります。2名が修了できなかった

ということになります。

(委 員) 台帳登録するという説明がありましたが、どういうことですか。

(事務局) 修了者のかたに修了証とともに活動の説明と登録案内を送付し、活動にあたり登録していただく予定としています。

(委 員) 見込み者というのはどういうことですか。

(事務局) 修了しているかどうか、個別に県に確認ができていないため見込みとなっています。なので、修了者数が変動する可能性があります。

(委 員) 豊田市で研修を申し込んだ方も岡崎市で反映しているというのは、岡崎で活動するということですか。

(事務局) 岡崎市は、豊田市で受けたかたでも活動できるように受け入れていきたいと考えています。市ごとのルールに合わないとは活動は難しいと思います。

(委 員) ヘルパー研修を受けても活動する予定がないという例があったが、受講者は活動する気持ちがあるのでしょうか。

(事務局) 本人のスキルアップ目的などの場合もあるのですが、受講者が登録して活動をしなくても権利擁護に向けて活動できるのであれば受講してもいいと考えています。

(委 員) オンライン受講の操作などはいかがでしたか。

(事務局) 操作が不慣れなかたから数件問い合わせがありましたので、サポートをしながら受講できるようにご案内しました。対面での経験は積めていないと思いますので、来年度はグループワークや同行研修をしてフォローしたいと考えています。

議事2 令和7年度市民後見人等養成に関する計画（案）について

事務局より資料説明

(会 長) ご意見ご質問はありますか。

(委 員) 市民後見人をとったかたは、法人としての活動を視野にいれているのですか。個人としての活動ですか。

(事務局) 法人後見支援員というのは、法人後見としての活動を支援するものです。市民後見人として実際に活動するときは、社協が監督人となるなど複数体制で対応できるように考えています。

(委 員) 法人に入って活動するということですか。

(委 員) 社協に所属して法人後見の活動を支援するということだと思います。実務を経験してから活動することになると思います。

(事務局) 修了者には、実務研修として施設同行や追加研修を受講いただいた後に、法人後見支援などを10時間していただく、そのあとにリレー案件

などを担当していただくという流れを考えています。

(委 員) 知的障がい者の当事者の会としては大変期待しています。

(委 員) 10 時間で終わってしまうのかその後も日常生活自立支援事業などで活動できるのでしょうか。

(事務局) 希望があれば 10 時間を超えてもやっていただくことができます。成年後見に移行したいという希望がある方には 10 時間を超えていれば、ケースを選定して市民後見人として活動できるようにしていくということになります。

(委 員) 施設研修についてどのような内容を想定しているのでしょうか。

(事務局) ケアが適切に行われているのか、実際にどのような点を見ていけばいいのかななどを法人後見の担当者とともに見てほしいと考えています。

(委 員) 弁護士会との協働の勉強会のときに、施設の誰に相談したらいいのかわからないと言われたことがあります。相談員なのか施設長、ケアマネジャーに言うべきなのか、一般の人には施設内の職員がわからないと思います。

(事務局) 施設にどのような説明をお願いするのか具体的には決まっていないので、ご意見を参考にします。

(会 長) 施設で不適切な対応が行われているときに、人権が守られているかチェックする役割だと思うので、本人たちの意思がどのように尊重されているのか、見ていく観点が大事だと思います。

(委 員) 弁護士のかたに本人とどう会話したらいいかわからないと相談を受けたことがあります。本人の服装、表情、匂い、周りの職員さんに話を聞いたほうがいいですよと言ったことがあります。

(委 員) 豊田市の場合は、人形を欲しいという希望に対して、買って来たという事例がありました。話し相手のような役割がありますね。

(委 員) 後見人のかたが施設に来て本人に生活状況を聞かれたケースはほとんど聞いたことがないです。ないので、そこを埋める役割が期待されていると思います。

(会 長) そういった役割が市民後見人に期待されているのだと思います。市民後見人がついている人とついていない人がいると寂しがるといような話も聞いています。

(委 員) 法律家のかたは、知的障害者の方と関わったことがない人が多く、関わり方が難しいのかもしれません。

(会 長) 弁護士でも本人に会って観察することは大事だと思います。

市民後見人が入る人だけ手厚くなることを期待しているのではなく、施設全体の質が上がると思います。

- (委 員) 県の研修以外に、市の研修でできるといいと思います。
- (事務局) オンライン研修には、本人とのやりとりについての動画も流れており、困ったら施設や行政、後見センターなどに相談するよう強調もされていきましたので、学びながらやっていけるのではないかと思います。
- (委 員) 施設ごとに法人後見の同行をすると思うのですが、相談員の話の聞いたり、本人との面談をするのでしょうか。本人の訪問したときのやりとりの内容、今までの生活や通院などの話、場合によっては家族の話をするかもしれないが、本人のプライバシーに触れることについてどのような研修を想定されていますか。
- (委 員) 県のプログラムにはありましたか。
- (事務局) カリキュラムにはありました。
- (事務局) 市の研修内容については配慮したいです。施設側とも相談していきたいと考えています。
- (委 員) プライバシーという点では、タクシーの中などでは話さずに、職員内や成年後見センター職員に話すなど、守秘義務がある中で話せるように配慮が必要だと思います。
- (事務局) 成年後見支援センターに報告するようになっているので、声かけをしたいと思います。
- (委 員) 後見人をつけると亡くなるまで担当だと思いますが、後見人を途中で変えることができますか。
- (事務局) 改正の中に含まれて検討されています。
- (委 員) 今でも成年後見人が問題を起こした場合には交代できます。
- (委 員) 守秘義務を守れなかったら交代するということをきちんとしてほしいです。
- (会 長) 今日出た意見を研修に生かしてほしいと思います。知識だけでなくセンスをどのように身に着けていただくかだと思います。専門職からのリレーを想定して家裁と調整しているということでしょうか。
- (委 員) 法人後見からのリレーを当面は考えており、ゆくゆくは専門職からのリレーもしたいという意向は伝えています。

- 議事3 受任調整の現状・課題について

事務局より資料説明

- (会 長) 件数が増えていて、受ける専門職が増えないということでしょうか。
- (委 員) 依頼も増えていきますし、多様なニーズが増えていて専門職で抱えきれないということでしょうか。
- (委 員) 社会福祉士は、フルタイムで働いている人に2～3件受けていただい

ているので、受けられるかたには既に受けていただいている状況です。社会福祉士に受かってもらうすぐには受任できるわけではなく、研修受講が必要で、修了者が5～6人いるので受任が増えるかもしれません。

(委員) 受任調整件数に対して受任困難数がどのくらいあるのか、どうして困難事例なのか、前提を教えてください。利用支援事業に関するアンケートなので、現状のおさがりがしたいです。他市町村の状況を教えてください。

(事務局) 福祉的支援が整っていて金銭管理でこなせるというものは、社会福祉士会にお願いすることがありますが、社会福祉士会での受任が困難、スマホの課金など取消権を行使するような事例で司法書士などをお願いすることもあります。利用支援事業ぎりぎり報酬が少なくて難しいということもあります。どこの職種もキャパシティが少なくなっていて、福祉の支援が必要というかたは、社協の法人後見も増えてきている中で社会福祉士会にお願いすることも増えています。行政書士などへのリレーなどにより法人後見の枠を増やすなどしているが、時間がかかっています。

(委員) 調整期間が長期にわたるというのはどのくらいですか。

(事務局) 認知症が進んでいる事例で、日常生活自立支援事業でぎりぎりまでひっばっているケースもあります。受任調整会議で再調整をすると再申し立てでまた数か月かかっています。適任候補者を挙げて、家裁で受任者を見つけることができず時間がかかるという事例があります。

(委員) 利用支援事業で報酬が担保できれば受任につながるのではということでアンケートをとるということでしょうか。

(事務局) 専門職のかたから無報酬ではできないという意見を伺っています。利用支援事業の適用範囲が少ないために受任を断られるということもあります。資産要件が350万円以下の自治体がある中で岡崎市は50万円と少なくなっています。

(委員) 社会福祉士会が受けられなかったのはキャパの問題です。報酬がないと受けられないのは当然です。法人後見の受任件数を増やせないのが不思議です。豊田市は、報酬が払えない場合は自動的に社協が受任しています。

(会長) 東濃は委託費を受けています。

(委員) 報酬の問題ではなく運営の問題ではないでしょうか。

(事務局) 成年後見支援センターは岡崎市の委託です。資産のない人は無条件で受けている自治体があることも承知しています。委託料が計上できていないというのはわかっています。

- (事務局) 令和6年度他の事業で0.5人増員するなど、人員増は考えていますが、予算が通らない実情もあります。利用支援事業自体に問題もあるので、このような内容を考えています。
- (会長) 報酬補助のアンケートについて足りないことはありますか。
- (委員) 4番の子育て中の知的障害のかたなどは、児童手当や児童扶養手当などがあるが実態としては生保と同等なのに、受けられなかったことがあります。子育てには費用がかかりますので、ぜひ入れてほしいです。
- (事務局) 来年度中に変えられるようにアンケートしたいのでご協力ください。
- (委員) 資産要件が50万円は、急なショートステイや家電の買い替えなどを考えると少ないと思います。引っ越しにも費用がかかります。
- (事務局) 財政当局に説明するためにもアンケートに協力をお願いします。
- (委員) アンケートは、要件を上げたときにどのくらい対象が増えるか知りたいということですか。
- (事務局) そうです。把握されている先生にアンケートをとる方法があるか意見をお聞きしたいです。
- (委員) 各団体で相談しないと難しいと感じました。目的や結果の使われ方もわからないので、この場では回答できないです。
- (会長) 個人で受けているケースで3-3に該当するケースがあるのでしょうか。実際は断っているのではないのでしょうか。
- (委員) 資産が減ると利用支援事業に該当して報酬がもらえる事例はあります。3のうち4という聞き方は難しいのではないのでしょうか。
- (委員) 利用支援事業の実績を知りたいです。調整困難な事例がどのくらいあって、利用支援事業を拡充するとどのくらい受けられるのか調査したいということでしょうか。統計は出ないのでしょうか。
- (事務局) 利用支援事業の令和5年度実績としては、申立助成は1件、報酬助成は34件と聞いています。
- (会長) 利用支援事業の件数が増えるとより受任が難しくなるのではないのでしょうか。
- (事務局) 市民後見人に専門職からリレーしたときに報酬がネックになる場合もあると思うので、そこを考えました。
- (委員) 助成を増やすのか委託料を増やして法人後見を増やすかどちらかが必要だと思います。
- (委員) 親族間の調整が難しいという事例と、報酬が出なくて受任が難しいという事例があると思っているが、どうしたら受任してもらえるのか聞いた方がいいのではないかと。調整が難しいのか、報酬が低いのか、聞いたほうがいいと思います。

- (会 長) 報酬が折り合わないので断ったというケースは聞けないのでしょうか。
- (委 員) 利用促進の法律があるのでそれで予算を計上できないのでしょうか。
- (事務局) 根拠となる数字がないと財政部局と話し合いが難しい実情があります。
- (委 員) 不調となった事例は、本人が自分の資産以上に使ってしまうが保佐人の立場で止めるのは難しいです。電子マネーなどで使ってしまったいてわからないものやサイトの閲覧料など本人が使えないようにするのは難しく、後見類型などと異なって難しいと感じました。
- (会 長) 今後は取消権がなくなるので難しくなってしまう。約束が守れない場合は、難しいです。
- (委 員) スマホがあればお金がなくても買えてしまう。アンケートについては検討をおねがいします。
- (会 長) 取消権について国連では権利侵害とみなされているようで、代理権のなかに取消権を含んでいるような印象です。
- (委 員) 友人から借りるというのがないと困りますね。
- (事務局) アンケートについては再検討します。